

生徒心得

次のことがらを守り、楽しい学校生活をいとなみながら、良い校風をつくるように努力して下さい。

1. 生徒は常に生徒手帳並びに生徒証を携帯し提示の要求に応じられるようにしておくこと。
2. 登校・下校・外出
 - ア. オートバイ、乗用車による登校・下校を禁止する。
 - イ. 8時25分のSHRに遅れると遅刻となる。
 - ウ. 最終下校は平日は午後4時45分とする。
 - エ. 登校後は担任の許可がなければ外出してはならない。
 - オ. 休日は原則として登校しない。部活動等で教室、運動場などを使用する時は、各担当顧問の許可を受ける。
3. 服装・頭髪・所持品
 - (1) 本校の制服
 - ・生徒は下記の本校指定の制服を着用する。
(男子) ブレザー、ズボン、ネクタイ
(女子) ブレザー、スカートまたはズボン、リボンまたはネクタイ
 - ・ブレザーの下は、白ワイシャツまたはブラウスを着用する。
 - ・女子は、本校指定のベストを着用してもよい。
 - ・下記(2)の場合を除き、登下校時を含めて、必ず上記の指定された服装をすること。
 - (2) 夏季の略装
 - ・6月1日より9月30日の間は、下記の略装を着用してもよい。
 - ・(1)の内、ブレザーとネクタイ(リボン)は着用しなくてもよい。
 - ・半袖の白ワイシャツ(ブラウス)の代わりに、白のポロシャツ(半袖)を着用してもよい。
 - ・女子は、ベストを着用しても良い。(色は、セーター、カーディガンに準ずる)
 - ・寒いときはブレザーを着用してもよい。
ブレザーを着用せず、セーターやカーディガン等を着用することは禁止する。
 - ・夏季略装時のポロシャツは上記の「夏季の略装」に定められた期間以外は着用してはいけない。
 - (3) 冬季の防寒着
 - ・通学用に防寒着・マフラー等を着用するときは、華美なものはさける。防寒着・マフラー等は、校内では着用しないこと。
 - ・ブレザーの下に着てよいものは、Vネックのセーター・ベスト・カーディガンとする。(色は、白・ベージュ・グレー・紺・黒の単色に限る。)
 - ・パーカーのブレザー内着用は禁止する。
 - (4) その他の服装
 - ・通学用の靴は黒の革靴か運動靴とする。校舎内では指定のサンダルを、体育館や武道場では指定の体育館履きを使う。
 - ・靴下・ベルト等は、華美なものは着用しない。
 - ・体育および実習の授業中は、別途定められた服装をすること。

(5) 禁止事項

- ・ワイシャツ・ポロシャツの裾をズボン（スカート）から出してはいけない。
- ・制服に故意に手を加えて変形させてはいけない。
- ・ピアス・ネックレス・指輪等の装身具をつけることは禁止する。
- ・校内で帽子等を着用してはいけない。（実習帽を除く）

(6) 頭 髪

- ・頭髪はいつも清潔にし、特殊な髪型にしない。
- ・パーマ・染色・脱色は禁止する。
- ・進路指導上、常に面接等に対応できる髪型に整える。

(7) 所持品とその管理

- ・所持品には必ず氏名を記入し、自己管理すること。
- ・貴重品その他学校生活に不必要な品物を持参しない。
- ・携帯電話の授業中の使用は厳禁する。その他の携帯電話に関する規定については、生活指導部の指示に従うこと。
- ・個人ロッカー・下駄箱は、必ず施錠すること。

4. 礼 儀

- ア. 授業の始めと終りには起立して礼を行う。
- イ. 教職員、来客に対して礼を失しないようにする。（会釈の励行）

5. 清掃整備

- ア. 清掃は毎日放課後に行い、実施後は必ず監督教員の点検をうける。
- イ. 校舎、校具などの公共物を大切にし、常に校内外の美化につとめる。
- ウ. 窓ガラスなど器物施設破損の場合は、破損届を生活指導部に提出し弁償することがある。

6. 届・願書

- ア. 欠席、遅刻、早退、欠課の場合はそのつど手帳に記入し、担任に届けでる。
- イ. 欠席の場合は、電話連絡をする。
- ウ. 姓名、住所、保護者などに変更があったときは担任に届けでる。
- エ. 本校では原則として生徒のアルバイトを禁止する。止むを得ない理由のある場合は保護者の許可のもと、担任とよく相談すること。なお、アルバイトを行う際には、以下の事項について留意すること。
・アルバイトにより健康を害したり、学力低下、欠席、遅刻、早退、その他の事故や問題行動を絶対におこさないこと。
- オ. 忌引日数は次のとおりである。

父母	7日以内
祖父母	3日以内
曾祖父母	1日
兄弟姉妹	3日以内
伯叔父母	1日
親権者	5日以内

遠隔地の場合は、旅行日を認めることがあるので担任に申し出ること。

7. 掲示物

- 掲示物・印刷物の配布については事前に生活指導部に申しでて指示を受ける。

8. 自転車通学

自転車通学をする生徒は、生活指導部の許可を受け、常に交通規則を守り事故のないよう気をつける。
自転車は、自転車置き場に正しく置き、施錠する。

9. オートバイについて

オートバイによる登下校は禁止する。死亡・重軽傷事故防止の観点からも、不必要な乗り回しはしない。
以下の点に留意する。

- 安易な気持で免許は取得しない。
- 安全運転に努め、交通社会人としての自覚と責任を持つ。